

# 地域優良賃貸住宅（高齢者型）

サンホーム一乗

入居申込みのご案内

重要事項説明書

## 登録事項等についての説明

貸主（甲）住 所 福井県大野市犬山 19-17-2  
氏 名 社会福祉法人光明寺福祉会  
理事長 一乗玲子

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 17 条に基づき、以下の事項について書面を交付して説明します。

### 1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

住宅の名称	地域優良賃貸住宅（高齢者型） サンホーム一乗		
所 在 地	福井県福井市勝見 3 丁目 22-4		
利用交通手段	京福バス 済生会病院行き 御幸 3 丁目バス停より徒歩 5 分		
住宅・施設・敷地に関する権原	住宅：所有権	施設：所有権	敷地：賃借権

### 2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者及び事務所

名 称	社会福祉法人光明寺福祉会
住 所	〒910-0856 福井県福井市勝見 3 丁目 22-4
電話番号	0776-50-2678

### 3. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	40 戸	
居住部分の規模	(最小) 41.32 m <sup>2</sup>	第 16 項 部屋タイプ一覧の通り
	(最高) 57.03 m <sup>2</sup>	
構造及び設備	共同利用設備あり	
	鉄骨耐火構造	5 階建
竣工年月	2012 年 7 月 28 日	
加齢対応構造	登録基準に適合（エレベーター、緊急通報設備を備えている）	

4. 登録の申請が基本方針（及び高齢者住居安定確保計画）に照らして適切である。

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）

入居契約	賃貸借契約
終身賃貸事業者の認可	受けていない
入居者の資格	<p>①単身高齢者世帯</p> <p>②高齢者＋同居者（配偶者/60歳以上の親族/要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者）</p> <p>その他入居資格等</p> <p>1. 入居者及び同居者が、入居時において支援することにより日常生活を営むことができる健康状態にある者又は同居者の支援により日常生活を営むことができる者であること。</p> <p>2. 連帯保証人及び身元引受人をたてること</p> <p>3. 連帯保証人が立てられない場合は、緊急時（病気・死亡・葬式）の対応、遺留金品の処分を明記した公正証書又は遺言書が必要。</p> <p>※高齢者とは、60歳以上の者又は要介護認定を受けている60歳未満の者をいう</p>
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

高齢者生活支援サービス	サービスの種類	提供形態	提供の対価（概算月額）
	状況把握生活支援	自ら提供する	約 15,000 円
	食事の提供（おやつ代込み）	自ら提供する	約 44,400 円
	入浴等の介護	自ら提供する	
	調理等の家事	自ら提供する	
	健康の維持増進	自ら提供する	
家賃の概算額	(最低) 約 66,700 円 (収入に応じ家賃補助あり)		住戸ごとの内容は第 15 賃料一覧のとおり
	(最高) 約 92,000 円 (収入に応じ家賃補助あり)		
共益費の概算額	(最低) 約 10,000 円		
	(最高) 約 10,000 円		
敷金の概算額	(最低) 約 200,000 円		家賃の 3 ヶ月分
	(最高) 約 270,000 円		
前払い金の有無	なし		
特定施設入居者生活介護事業の指定	平成 27 年 9 月 21 日		

※・月の途中での入居は、1ヶ月を30日として日割計算した額をその月の賃料とする。入居後は毎年収入申告をして家賃を算定する、支払は原則口座振替。

- ・住民票は原則サンホーム一乗に異動する。異動しない場合は家賃補助不適用になることがある。
- ・駐車場1台月額5,000円・上下水道各戸のメーターにより請求。
- ・電気代は電力会社と直接契約。

- ・敷金は、契約家賃（家賃補助前の金額）（月額）の3か月分に相当する金額を預け入れ、退居時には返還されるが、債務や修繕がある場合はその分を差引精算し、不足のときは別途請求する。（謝金、礼金はなし）
- ・（敷引特約）
  - 1 甲と乙の契約による利用期間は2ヶ年以上を原則とする。2ヶ年ごとに双方合意の上、契約を更新する。
  - 2 前項の契約に反し、乙の都合により6ヶ月未満で退居した場合は50%、6ヶ月以上1ヶ年未満で退居した場合は30%を違約金として、乙の敷金より差し引いて甲は乙に返還する。但し1ヶ年以上2ヶ年未満で退去した場合は、敷引特約の対象とはしない。
  - 3 居室を予約する場合は予約金30,000円です。この予約金は敷金の一部です。キャンセルされた場合でも返金できません。この予約金の有効期間は30日とします。

#### 7. サービス付き高齢者向け住宅の管理方法

管理の方式	自ら管理	
修繕計画	計画の策定	無し
	大規模修繕の実施予定	

#### 8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の番号	事業所の場所
デイサービスセンター サ ンホーム	通所介護事業所（介護予防）	1870102819	同一の建物内
特定施設入居者生活介護	介護予防及び生活介護	1870102819	同一の建物内

#### 9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力

連携先	
事業所の名称	かいごろうじんほけんしせつ びはーらおおの ----- 介護老人保健施設 ビハーラ大野
事業所の住所	〒912-0091 福井県大野市牛ヶ原 154-1-1 電話 0779-66-1850
連携又は協力の内容	当法人では軽費老人ホームや特養・老健等、数種類の入所施設を経営しており、利用者の介護度に応じた施設利用を勧めている、心身の状況、認知症の重度化により生活が困難な場合には、特養又は老健での受け入れを積極的に行う。

連携先	
事業所の名称	しまだびょういん ----- 嶋田病院
事業所の住所	〒910-0855 福井県福井市西方1丁目2-11 電話 0776-21-8008
連携又は協力の内容	受診・入院

連携先	
事業所の名称	まつだしか ----- 松田歯科
事業所の住所	〒910-0856 福井県福井市勝見 3-1-14      電話 0776-25-0300
連携又は協力の内容	受診・往診

10. 状況把握及び生活支援サービスの内容

提供形態	サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する			
常駐する場所	管理事務室			
サービスを提供するため常駐する者	社会福祉法人の職員	職種	資格名称	人数
		相談員	介護福祉士等	2
提供方法	提供日	365日		
	提供時間	夜間は緊急通報サービスによる（下の日中体制の時間以外）		
	日中体制	24時間	人員2人	夜間1人
緊急通報サービスの内容	通報方法	緊急通報装置（居室、トイレ、浴室にナースコールを完備）		
	通報先	・サンホーム一乗管理事務室	通報先から住宅までの到着時間 約1分	
サービス提供の対価	月額	約 15,000円		
	前払金	なし		
備考	生活支援サービス費（相談、支援等）月額 15,000円			

※ 生活支援サービスの内容：状況把握サービス（訪室・内線電話による安否確認）  
 緊急時の医療機関への手配、病院への搬送  
 生活支援サービス（福祉サービスを円滑に利用できる相談）  
 設備機器の使用説明・フロントサービス

11. 食事の提供サービスの内容

提供形態	サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する			
委託先	名称			
	住所			
食事提供を行う場所	食堂			
提供方法	提供日	365日対応		
	内容	入居者が選択		
	調理等	調理済みの食事を配達		
サービス提供の対価	月額	約 41,400円	朝食 380円	昼食 500円 夕食 500円
	前払金	なし		

12・入浴、排泄、食事等の介護サービスの内容

提供形態	サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する	
提供方法	提供日	365日対応
	内容	入浴介護、排泄介護、食事介護
サービス提供の対価	(介護保険対象外の方)	入浴介助一回 500円 洗濯介助一回 200円 食事介助 1回 200円
	前払金	なし
備考	介護保険適用にて厚生大臣が定める一部負担金等	

13. 調理、洗濯、清掃等の家事サービスの内容

提供形態	サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する	
提供方法	提供日	365日対応
	内容	調理、洗濯、清掃
サービス提供の対価	月額	介護保険利用
	前払金	なし
備考	介護保険適用にて厚生大臣が定める一部負担金等	

14. 健康管理サービスの内容

提供形態	サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する	
提供方法	提供日	365日対応
	内容	健康相談、血圧等の測定
サービス提供の対価	月額	生活支援サービス費 に含む
	前払金	なし
備考	介護保険適用にて厚生大臣が定める一部負担金等	

## 15. 賃料一覧

部屋タイプ	家賃月額	家賃補助が適用された最低負担月額	共益費	生活支援サービス費(一人)	敷金
Aタイプ	66,700円	43,300円	10,000円	15,000円	200,000円
Bタイプ	69,900円	45,400円	10,000円	15,000円	209,000円
Cタイプ	70,500円	45,800円	10,000円	15,000円	211,000円
Dタイプ	92,000円	59,800円	10,000円	15,000円	270,000円

※ 所得に応じて家賃月額から最低負担額までの間で、入居者負担額が決定されます。

又、住民票をサンホーム一乗に異動しない場合は、家賃補助を受けられない場合があります

## 16. 部屋タイプ

タイプ	床面積	間取り	戸数	住戸番号
A	41.32 m <sup>2</sup>	リビング・台所約 12 畳 洋室約 6 畳	4	201・301・401・501
B	43.31 m <sup>2</sup>	リビング・台所約 13 畳 洋室約 6 畳	28	202・203・205・206・207・210・211・302・303・305・ 306・307・310・311・402・403・405・406・407・410・ 411・502・503・505・506・507・510・511
C	43.71 m <sup>2</sup>	リビング・台所約 13.5 畳 洋室約 6 畳	4	212・312・412・512
D	57.03 m <sup>2</sup>	リビング・台所約 13.5 畳 洋室約 6 畳 和室 5.5 畳	4	208・308・408・508

※便所、洗面所、浴室、台所、収納完備

17. 役員名簿

氏名	役名	氏名	役名
いちしょうれいこ 一乗玲子	理事長	うめさわともこ 梅沢伴子	理事
いちしょうけんじゅん 一乗康純	理事	きやうろうまさお 養老昌男	理事
こばやしだいいちろう 小林泰一郎	理事	とみなたつお 富田達夫	監事
さかいやすお 阪井康雄	理事	たかおかかずゆき 高岡和行	監事

社会福祉法人光明寺福祉会が行なっている主な事業の概要

1. 軽費老人ホーム 一乗ハイツ
2. 介護老人保健施設 ビハーラ大野
3. ユニットさくら
4. 認知症対応型共同生活介護 グループホーム けいあい
5. 一乗ハイツ居宅介護支援事業所
6. 一乗ハイツデイサービスセンター
7. 一乗ハイツ身障ディサービスセンター
8. ビハーラ大野 デイケアセンター
9. 一乗ハイツ訪問看護ステーション
10. 一乗ハイツヘルパーステーション
11. 一乗ハイツ訪問入浴事業所
12. 小規模多機能型居宅介護やすらぎの家
13. くつろぎの家
14. グループホーム一乗ハイム
15. 短期入所生活介護ルンビニー花園
16. 地域密着型介護老人福祉施設ルンビニー花山

上記につきまして、重要事項説明を受けました。

〒 借主（乙）住所 _____  氏名 _____	印 _____
--	------------



# サンホーム一乗 入居契約書

貸主 社会福祉法人光明寺福祉会を甲とし、借主\_\_\_\_\_を乙として両者間に賃貸借の契約を次の通り締結する。

## 賃貸借契約の概要

### ① (物件の表示及び名称)

名称：地域優良賃貸住宅（高齢者型） サンホーム一乗

登録番号：23

所在地：〒910-0856 福井県福井市勝見3丁目22-4

住宅番号：\_\_\_\_\_号室

設備：加齢対応構造等・台所・トイレ・収納設備・洗面設備・浴室・シャワー・洗濯機置場・給湯設備・ガスコンロ・電気コンロ・IH調理器・冷暖房設備・緊急通報設備・安否確認設備・備え付け照明設備・地デジ対応・CATV対応・インターネット対応・メールボックス・緊急通報設備・宅配ボックス・鍵・上水道（受水槽）下水道浄化槽・使用可能電気容量50A

構造：鉄骨耐火構造 5階建 40戸

### ② (契約期間)

始期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの2ヵ年とする。

※期間満了のときは更新することができる。

### ③ (賃料等)

敷金は契約賃料（補助無の金額）の3ヶ月分支払い、共益費月額10,000円、生活支援サービス費1人月額15,000円、駐車場一台につき月額5,000円、水道料m<sup>3</sup>当たり360円、食事料金（希望者のみ）は先月分を当月20日までに支払う。方法は口座自動振替とする。電気料は北陸電力との直接契約。

### ④ (生活支援サービスの内容等)

サービスの提供方法：日中（8:30～18:30）2名・夜間1名・緊急通報装置24時間

状況把握サービス（訪室・内線電話による安否確認）

緊急時の医療機関への手配、病院への搬送

生活相談サービス（福祉・保健医療サービスを円滑に利用できる相談）

設備機器の使用説明・フロントサービス

### ⑤ (同居人の有無)

同居人 \_\_\_\_\_ 有 \_\_\_\_\_ 無 \_\_\_\_\_

同居人氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

借主との続柄 \_\_\_\_\_

合 計 \_\_\_\_\_ 人

### ⑥ (貸主及び管理業者)

住所：〒910-0856 福井県福井市勝見3丁目2201

氏名：社会福祉法人光明寺福祉会 理事長 一乗玲子

## 「契約条項」

### (対象物件)

第1条 甲の所有する、地域優良賃貸住宅（高齢者型）サンホーム一乗第\_\_\_\_\_号室設備一式の賃貸借及び、状況把握・生活支援サービスに係る賃貸借契約を締結した。

### (契約期間、更新)

第2条 契約期間は、頭書②に記載するとおりとする。

- 1 乙は、物件が完成しているなど、入居可能な状態になっていることを前提として契約期間の始期（入居予定日）に入居することとする。ただし、契約締結後における乙の急な入院など、やむを得ない理由があるときは、甲の同意を得て契約期間の始期（入居予定日）を延期することができる。
- 2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。その際、建物の賃貸借契約を更新した場合には、状況把握・生活支援サービス、食事サービスの提供契約も更新することとする。

### (使用目的)

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

### (賃料・支払い)

第4条 乙は、頭書③の通り賃料を甲に支払わなければならない。

- 1 契約賃借料は月額\_\_\_\_\_円とする。  
但し、福井市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金交付要綱の規定に基づき、補助金が甲に交付される場合においては、乙が甲に支払うべき額は上記契約賃借料の額から当該補助金の額を控除した額とする。
- 2 前項の補助金の額は、交付要綱に基づき福井市から通知される額とする。
- 3 賃借料月額負担は先払いとし、契約と同時に支払う。原則として1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。  
以後は月中の20日までに支払う。支払い方法は原則口座自動振替とする。
- 4 経済事情の変動等により賃料が不相当となった場合は協議の上、賃料を改定することができる。

### (食事サービス)

第5条 乙は希望により次のとおり食事の提供をうけることができる。

- 1 料金は朝食 380円・昼食 500円・夕食 500円・おやつ 100円とし、月の事前に配布する食事注文表を記入の上、管理事務所まで提出する。行事食は実費（参加者負担）とする。  
又、キャンセルの場合は4日前までに連絡があった場合までとする。
- 2 甲は、乙が申し込みを行った食事を各月1食ごとに計算し、実際に提供を行った食費を請求する。
- 3 乙は食事料金を毎月20日までに支払う。支払い方法は原則口座自動振替とする。
- 4 献立は原則、甲が決定したものとする。（アレルギー等には配慮する）
- 5 キャンセルしない場合や、緊急時で食事を食べられない場合も、乙は申し込みを行った分の食事料金を支払うものとする。

### (共益費)

第6条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

- 1 共益費は月額\_\_\_\_\_10,000\_\_\_\_\_円とする。
- 2 一ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

### (敷金)

第7条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、敷金\_\_\_\_\_円を甲に預け入れるものとする。

- 1 双方合意の上解約し、退去する時は無利息で返還する。
- 2 乙の未払いの賃借料、使用料又は経年劣化以外の原因による畳の焼穴、壁、造作設備等を破損する等、損害を生じた時は、原状回復の見積額を敷金より差引精算する。
- 3 当該残置物を契約終了から1月を経過しても引き取らない場合、甲は保証人に引き渡すが、引き取らない場合、甲は処分することができるものとする。  
この場合、引渡しの費用又は処分料も乙に内訳を明示し、敷金から差し引くこととする。
- 4 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

### (敷引特約)

第8条 甲及び、乙との契約利用期間は2年以上とする。短期契約は承認しない。乙の都合により6ヶ月未満で退去した場合は50%、6ヶ月以上1年未満で退去した場合は30%を違約金として、乙の敷金より差し引き、甲は乙に返還する。但し、1年以上2年未満で退去した場合は敷引特約の対象としない。

居室を予約する場合は予約金30,000円です。この予約金は敷金の一部です。キャンセルされた場合でも返金できません。この予約金の有効期間は30日とします。

(状況把握・生活支援サービスの内容、料金等)

第9条 甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活できる住まいの充実を図ることができるよう、状況把握・生活支援サービスを提供し、乙は、状況把握・生活支援サービスの提供の料金を甲に支払うこととする。

- 1 生活支援サービス費は1人月額 15,000円 とし、原則口座自動振替とする。
- 2 甲は乙の生活支援サービスに対する苦情に誠実に対応し、生活支援サービスにより知り得た秘密及び個人情報については、乙の生命に危険がある場合、事前の同意がある場合を除いて第三者に漏らさないこととする。
- 3 1か月に満たない期間の生活支援サービス費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
- 4 乙が長期間空室にする場合は、必ず甲に申し出ることとする。
- 5 甲及び乙は、消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により状況把握・生活支援サービス料金が不相当となった場合には、協議の上、状況把握・生活支援サービス料金を変更することができる。
- 6 甲は、状況把握・生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体、又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償する。
- 7 甲は、状況把握・生活支援サービスの提供に係る乙の苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応するものとする。
- 8 建物の賃貸借が終了した場合には、状況把握・生活支援サービスの提供も終了するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲及び乙は自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(反社会勢力)ではないことを確約する

(禁止又は制限される行為)

第11条 乙は借室を居住の用にのみ使用し、甲の承認なく賃借物を他に転賃、改築、工作物の設置、譲渡又は契約を定めた以外の者を同居させる事はできない。

- 1 賃借物は現状のまま使用し甲の承認なく改造、加工等をしないこと。
- 2 乙が賃借物、建物を破損した場合は、契約解除の際に原型に復し返還すること。
- 3 原型回復の一切の責任と費用は乙の負担とする。
- 4 ペットの飼育は原則禁止する。

(益務)

第12条 乙は、共同して建物の保全と火災予防の責に任ずると共に、共同の場所の清掃についても極力汚さないよう努力すること。

(契約期間中の修繕)

第13条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 1 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合においては、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 2 乙は、甲の承諾を得ることなく、電球、蛍光灯、の修繕を自らの負担において行うことができる。

(契約の解除・強制退去)

第14条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、本契約を解除することができる。

- 1 賃料・共益費・生活支援サービス費・食費の延滞未払いのとき
- 2 規定に違反し他の入居者に迷惑、損害、暴力を加える等、秩序を乱す場合に甲は契約を解除し、退去を要求する。その場合乙は、異議なく諸費用を清算し、5日以内に居室を明け渡すこと。
- 3 第10条に反する事実の判明、乙が年齢を偽って入居した場合、その他悪質な違反行為があるときは前項同様とする。

(乙からの解約)

第15条 乙が契約を解約する時は30日前に予告する事、予告しない時は1ヶ月分の賃借料、共益費、生活支援サービス費は、乙の負担とする。又、甲が第10条に反した事実が判明した場合には、乙は即座に本契約を解約することができる。

(契約の消滅)

第16条 本契約は次の事由が生じた場合消滅する。

- 1 天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により本物件が滅失した場合には、当然に消滅する。
- 2 乙が、甲に申し出なく1ヶ月以上、所在不明等の場合は、親族に連絡し搜索願を出すこととする。それでも不明の場合は、甲は乙が権利を放棄したものとして家財物件を片づけ、適宜処分しても乙は異議を申し立てないこと。何らかの理由により、立退き時に引き取らぬ置留物件を甲が処分しても同様に異議なきこととする。

(明渡し)

第17条 乙は、本契約が終了する日までに、明渡し日を甲に通知し、本物件を明け渡さなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第18条 経年劣化以外の原因による畳、床の焼穴、壁の釘穴、ねじ穴、造作設備等を破損する等、善管注意義務違反による損害を生じた時は、ガイドラインなど参考にし、乙は契約解除の際に原型に復し返還する事。原状回復の一切の責任と費用は乙の負担とする。

原状回復の内容及び方法については甲乙協議し、決定するものとする。

清掃、修繕などは甲指定業者に委託する。その際に生じる光熱水費も乙の負担とする。

(保証人)

第19条 保証人又は身元引受人は本契約及び是に付帯する乙責任の負担につき連帯の責任を負うこととする。乙が延滞未払いの場合、極度額は部屋の敷金金額（～270,000円）とする。

又、保証人がいない場合は、入院、死亡、納骨、遺留金品等の処分を記した公正証書を作成すること。

(免責)

第20条 火災、盗難その他災厄による損害に対し、甲は補償の責を負わないこととする。

(協議事項)

第21条

前各項に記載なき事項については双方誠意をもって協議し、合議の上定めることとする。

特約条項

- ① 入居後、病気怪我による緊急時はサンホーム一乗で病院受診等の対応をし、必要に応じて入院等の適切な措置をおこなう。その際、病院へ搬送する施設車両使用料は1キロ当たり50円とする。
- ② 病気、認知症等で本人が金銭管理不能になった時は、保証人又は身元引受人と協議し、希望により事務所で通帳等の管理を行うことができる。管理料は月額5,000円とする。
- ③ 死亡した時は身元引受人保証人が責任をもって本人、残置物を引きとること、その場合10日以内に荷物を片付けることとする。身元引受人のない時は遺言状、又は公正証書により葬儀跡片付け、金品の処理を甲がおこなっても異議なきものとする。
- ④ 乙が死亡した場合希望により光明寺で葬儀を行うことができる。費用は実費とする。

(甲からの解約)

第22条

建物の老朽化等により建替えの必要が生じた時、甲は乙に対し6ヵ月前に通知することにより本契約を、解約する事が出来る。

貸主（甲）と借主（乙）は上記の通り賃貸借契約及び特約条項に同意し、互いに異議を申し立てないことを証するため、本証書式通を作成し各巻通を保存する。

年 月 日

貸主（甲） 福井県福井市勝見3丁目2201  
社会福祉法人光明寺福祉会サンホーム一乗  
管理者 武藤 美紀子 印

借主（乙） 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

保証人 住所 \_\_\_\_\_

及び身元引受人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

職業 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

極度額 \_\_\_\_\_